



熊本県公報

第 1 1 7 6 3 号
平成 20 年 12 月 9 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定(通所リハビリテーション)	(高齢者支援総室) 1
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所リハビリテーション)	(//) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 3
○指定居宅サービス事業所の指定(福祉用具貸与)	(高齢者支援総室) 7
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防福祉用具貸与)	(//) 7
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 7
○道路の供用開始	(道路保全課) 7
○介護老人保健施設の開設許可	(高齢者支援総室) 7
公 告	
○県営土地改良事業計画変更の決定	(農村計画・技術管理課) 8
○道路の位置指定の公告	(建築課) 8
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(//) 8
○土地改良区の解散認可	(農村計画・技術管理課) 8
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○平成20年度屋外広告物講習会の開催	(都市計画課) 9
登 載 依 頼	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部変更	(選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第1065号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字福浜字内牧3710番1、3710番4、3731番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内牧3710番1・3710番4・3731番1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1066号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス

事業所を次のとおり指定した。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
はるかぜ通所リハビリテーション 熊本市春日三丁目25番1号	医療法人社団清心会	平成20年12月1日

熊本県告示第1067号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
はるかぜ通所リハビリテーション 熊本市春日三丁目25番1号	医療法人社団清心会	平成20年12月1日

熊本県告示第1068号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字戸屋野平1857番1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦東字夜狩尾4740番3、
4740番1・4740番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田戊字宇那川1122番81、

字湯ノ口 1 2 9 1 番 5 0、1 2 9 1 番 5 4、1 2 9 1 番 2 1 6
 2 指定の目的 水源のかん養
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
「なごみ」訪問介護事業所 下益城郡城南町舞原無番地	医療法人杏和会 下益城郡城南町舞原無番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
福祉センターきんもくせい訪問介護事業所 上益城郡甲佐町横田 1 0 4 番地	特定非営利活動法人福祉センターきんもくせい 上益城郡甲佐町横田 1 0 4 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石 2 7 0 5 番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉協議会 阿蘇郡南阿蘇村久石 2 7 0 5 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
阿蘇市社協ヘルパーステーション 春りんどう 阿蘇市内牧 9 7 6 番地 2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 9 7 6 番地 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
阿蘇市社協ヘルパーステーション いちのみや 阿蘇市一の宮町手野 9 6 3 番地 1	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 9 7 6 番地 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
阿蘇ホームヘルプ 阿蘇市一の宮町宮地 1 2 1 番地	医療法人高森会 阿蘇市一の宮町宮地 1 1 5 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
訪問介護事業所春草苑 阿蘇市内牧 1 0 8 番地 2	医療法人社団坂梨会 阿蘇市内牧 1 1 5 3 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日

(介護予防訪問入浴介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
矢部大矢荘訪問入浴介護事業所 上益城郡山都町北中島 2 6 8 4 番地 2	社会福祉法人蘇南会 上益城郡山都町北中島 2 6 8 4 番地 2	平成 1 8 年 4 月 1 日

阿蘇市社協訪問入浴春りんどう 阿蘇市内牧976番地2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協 議会 阿蘇市内牧976番地2	平成18年4月1 日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
上村医院 阿蘇郡南阿蘇村下野405番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステー ション 阿蘇市黒川1178番地	社団法人阿蘇郡市医師会 阿蘇市黒川1178番地	平成18年4月1 日
阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ス テーション 阿蘇郡高森町高森1612番地1	社団法人阿蘇郡市医師会 阿蘇市黒川1178番地	平成18年4月1 日
(介護予防訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
上村医院 阿蘇郡南阿蘇村下野405番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス柵 上益城郡御船町御船820番地	有限会社ホンダ介護サービスセ ンター 上益城郡御船町滝川94番地1	平成18年4月1 日

益城デイサービスセンター 上益城郡益城町広崎520番地1 2	有限会社ケイアンドワイ 上益城郡益城町広崎520番地 12	平成18年4月1 日
康寿苑通所介護事業所 上益城郡嘉島町北甘木2073番 地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2073 番地	平成18年4月1 日
矢部大矢荘通所介護事業所復健館 上益城郡山都町北中島2684番 地2	社会福祉法人蘇南会 上益城郡山都町北中島2684 番地2	平成18年4月1 日
グリーンウッド 阿蘇郡南阿蘇村久石2705番地	社会福祉法人南阿蘇村社会福祉 協議会 阿蘇郡南阿蘇村久石2705番 地	平成18年4月1 日
阿蘇市社協デイセンター春りんど う 阿蘇市内牧976番地2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協 議会 阿蘇市内牧976番地2	平成18年4月1 日
阿蘇市社協デイセンターいちのみ や 阿蘇市一の宮町手野963番地1	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協 議会 阿蘇市内牧976番地2	平成18年4月1 日
阿蘇市社協デイセンターなみの 阿蘇市波野大字波野2703番地	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協 議会 阿蘇市内牧976番地2	平成18年4月1 日
梅香苑デイサービスセンター 阿蘇郡高森町高森3175番地	社会福祉法人岳寿会 阿蘇郡高森町高森3175番地	平成18年4月1 日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設平成唯仁館 上益城郡益城町宮園1139番地 1	医療法人成仁会 熊本市戸島二丁目3番15号	平成18年4月1 日
通所リハビリテーション「すぎる 」 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
介護老人保健施設リハセンターひ ばり 阿蘇郡南阿蘇村吉田2044番地 2	医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番 地	平成18年4月1 日
大阿蘇病院デイ・ケアセンター 阿蘇市一の宮町宮地5833番地	医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番 地	平成18年4月1 日

老人保健施設阿蘇グリーンヒル 阿蘇市一の宮町宮地121番地	医療法人高森会 阿蘇市一の宮町宮地115番地 1	平成18年4月1 日
----------------------------------	--------------------------------	---------------

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
康寿苑短期入所生活介護事業所 上益城郡嘉島町北甘木2073番地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2073番地	平成18年4月1 日
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所 上益城郡山都町北中島2684番地2	社会福祉法人蘇南会 上益城郡山都町北中島2684番地2	平成18年4月1 日
梅香苑短期入所生活介護 阿蘇郡高森町高森3175番地	社会福祉法人岳寿会 阿蘇郡高森町高森3175番地	平成18年4月1 日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
上村医院 阿蘇郡南阿蘇村下野405番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
介護老人保健施設リハセンターひばり 阿蘇郡南阿蘇村吉田2044番地2	医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番地	平成18年4月1 日
老人保健施設平成唯仁館 上益城郡益城町宮園1139番地1	医療法人成仁会 熊本市戸島二丁目3番15号	平成18年4月1 日
阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	医療法人社団順幸会 阿蘇郡南阿蘇村立野185番地 1	平成18年4月1 日
医療法人社団大徳会大阿蘇病院 阿蘇市一の宮町宮地5833番地	医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地5833番地	平成18年4月1 日
老人保健施設阿蘇グリーンヒル 阿蘇市一の宮町宮地121番地	医療法人高森会 阿蘇市一の宮町宮地115番地 1	平成18年4月1 日

熊本県告示第1072号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
合資会社ヨコオ家具 阿蘇郡小国町大字宮原 1 9 8 1 番地 3	合資会社ヨコオ家具	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
合資会社ヨコオ家具 阿蘇郡小国町大字宮原 1 9 8 1 番地	合資会社ヨコオ家具社	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 7 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
すみれヘルパーステーション 宇土市南段原町 1 6 4 - 5	特別医療法人再生会 宇土市松山町 1 9 0 1 番地 荒木 邦生	平成 2 0 年 1 2 月 1 日	4312300041	行動援護

熊本県告示第 1 0 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 0 年 1 2 月 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 0 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字円台寺字妙見前 6 7 8 番地先から 同町大字円台寺字平 1 4 7 番地先まで	60.0	道路法 第 2 4 条工事

2 供用を開始する期日 平成 2 0 年 1 2 月 9 日

熊本県告示第 1 0 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護老人保健施設)

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
きのえ田中苑 球磨郡錦町木上西143番地の1	医療法人 明生会	平成20年12月1日

公 告

熊本県公告第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営有明地区（楠甫工区）土地改良事業（暗渠排水）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類
変更後の有明地区（楠甫工区）土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年12月10日から平成21年1月15日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第818号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 玉名市川立願寺135-1
- 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング
- 道路の位置 鹿本郡植木町大字平野字宮出395番9
- 道路の幅員 5.50メートル
- 道路の延長 110.00メートル
- 指定年月日 平成20年11月26日
- 指定番号 鹿本企調第18号

熊本県公告第819号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市瓦屋町字内白田2401番1、同2401番4、同2403番1、同2404番、同2406番1及び同2407番1
4,795.51平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第820号

荒尾市に事務所を置く浦川土地改良区理事長前畑淳治から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成20年12月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1648番135
499.75平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡和水町和仁166番地1
福原 靖典

熊本県公告第822号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。
平成20年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時 平成20年1月15日 午前10時から午後4時まで
- 2 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室
- 3 講習科目
 - (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示方法
 - (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
 - (1) 申込書等の請求
受講申込書等の用紙は、平成20年12月10日から平成21年1月9日までの期間、熊本県土木部都市計画課景観公園室、各地域振興局土木部維持管理課及び熊本市都市建設局都市整備部開発景観課で配布するので請求すること。
 - (2) 申込先
熊本県土木部都市計画課景観公園室
 - (3) 受付期間
平成20年12月10日から平成21年1月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
 - (4) 提出書類
ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を所定の位置に貼り付けること。
ウ 2,200円の熊本県収入証紙を所定の位置に貼り付けること。
- 5 問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班（電話096-333-2524）

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第113号

平成19年9月28日熊本県選挙管理委員会告示第85号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
平成20年12月9日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 福村三男の会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 福村 三男
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市長
 報告年月日 平成19/03/27

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,241,075円
ア 前年繰越額	581,075円
イ 本年收入額	1,660,000円
(2) 支出総額	1,657,716円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄 附				1,660,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)				1,660,000円
a 個人からの寄附				1,660,000円
合 計				1,660,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

福村三男
年間5万円以下のもの
小 計(金 額)
500,000円
1,160,000円
1,660,000円(住 所)
菊池市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人 件 費
(エ) 事 務 所 費

イ 政治活動費

(オ) 寄附・交付金

合 計

394,380円
270,000円
124,380円
1,263,336円
1,263,336円
1,657,716円

下線部が訂正箇所